

ポレポレキッズ☆ 会則

第1章 総則

第1条 本会は「ポレポレキッズ☆」と称す。

第2条 本会は、幼稚園や子ども会などの子どもに関わる施設、団体と協力し、地域におけるキャンプやアウトドア活動などの自然体験を通して、子どもたちの成長を促進させるような野外教育活動を行うことを目的とする。また、幅広く子どもと学生が会う機会を作り、本会の活動を通して子どもと学生が共に優しさやたくましさ、自主性や決断力、責任感などを培うことも目的とする。

第2章 組織

第3条 本会は、総則第2条に賛同する鳥取大学生により構成、組織されるものとする。
入退会は、参加者個人の自由意思に基づくものとする。

第4条 本会は次の役員を置く。

代表1名

各専門部長4名（事業部長1名、研修部長1名、広報部長1名、IT部長1名）

会計2名

書記1名

第5条 上記役員は、全会員の中より選出するものとする。

第6条 本会は、役員の任期を次のようにする。

1. 役員の任期を1カ年とする。ただし、再任を妨げない。
2. 役員に欠員が生じた場合、それぞれの選出区分において選出し、任期は前任者の在任期間とする。

第7条 本会は、次の専門部を置く。

1. 事業部
2. 研修部
3. 広報部
4. IT部

第8条 本会の会員、役員、専門部の任務は次のようにする。

1. 会員は、この団体の中心となり、事業を企画し、推進することに努める。
2. 各役員の任務

代表

本会を代表し、事業を総括し、本会全体のスケジュール管理を行う。

本会の目的にかなった諸事業において、常に適切なる指導性を発揮する。

総会、臨時総会、定例会を招集し、主宰する。
会員名簿を作成し、管理する。

各専門部長

会員を代表し、諸事業を推進する。
代表を補佐する。代表不在時には、代表の任務を行う。
各専門部長として、各専門部を統括し、各事業のスケジュール管理を行う。
各専門部会を招集し、主宰する。

会計

本会運営に係る金銭の出納・管理をし、役員会の指示により、諸費の支払いを行う。
総会に会計報告を作成して会員に報告する。

書記

総会・定例会・各事業の記録を保存し、管理する。
各事業に関する情報を集約する。
必要に応じて、各会員への事務連絡を行う。

3. 各専門部の任務

事業部

本会の事業を立案し、計画する。
事業を確実、円滑に進めるための他団体との渉外活動を行う。本会の事業を円滑に行うための資金作りに努める。
事業を行うための保険取得を行う。

研修部

会員が事業を推進するにあたって、自己を高めたり、必要とされる知識や技術を深めたりするための研修の企画・運営を行う。
研修会の記録を行う。
本会が所有する物品を管理する。

広報部

本会の各事業の情報を全会員に周知することに努め、会報作成を行う。
本会を子どもや学生や多くの人に理解してもらうための広報活動を行う。
会員拡大のための勧誘活動を全会員の主体となって行う。
書記と連携して、総会、定例会の記録を行う。

IT 部

本会の各事業の情報を各会員に周知することに努め、インターネットを用いた広報活動、ホームページの管理を行う。

会員への情報伝達手段としてのメーリングリストの管理を行う。

第3章 機関・会議

第9条 本会には、目的を達成し、事業を遂行するために次の機関を置く。

1. 総会
2. 定例会
3. 役員会
4. 各部会

第10条 本会は、最高決定機関として、総会を設ける。

総会は、定期総会と臨時総会とする。

定期総会は、年に1回・原則2月に、代表が招集し、次の事項を決議する。

1. 事業報告及び決算の承認
2. 事業計画及び予算の決定
3. 会則の改正・廃棄
4. 新役員の選出・決定
5. その他主要事項の承認

臨時総会は、代表及び会員の申し出により必要と認めた場合、臨時開催することができ、代表が招集する。

第11条 本会は、事業を推進する機関として、定例会を設ける。

定例会には、正当な理由がある場合を除き、会員は、出席するものとする。

定例会は、毎月1回、代表が招集し、次の事項を審議する。

1. 事業報告
2. 事業の企画及び審議
3. その他事業遂行に必要な事項の審議

第12条 本会は、事業の円滑な推進を図る機関として、役員会を設ける。

役員会は、臨時開催し、代表が招集する。

第13条 本会は、事業部、研修部、広報部、IT部の4つの専門部を設け、事業の推進を図る部会を設ける。各部会は、臨時開催し、各部の部長が招集する。

第14条 本会の議決は、出席会員の過半数の賛成を持って行う。

第4章 ポレポレキッズ☆ 組織構成図

